

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年6月29日

【会社名】 明治海運株式会社

【英訳名】 Meiji Shipping Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 内 田 和 也

【本店の所在の場所】 兵庫県神戸市中央区明石町32番地

【電話番号】 神戸078(331)3701

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 笹 原 弘 崇

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区上目黒一丁目18番11号  
明治海運株式会社 東京本部

【電話番号】 東京03(3792)0811

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 笹 原 弘 崇

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)による改正後の会社法により、責任限定契約を締結することができる役員~~の範囲が変更されたこと並びに当社における社外取締役の導入に伴い、業務執行を行わない取締役、監査役について、職務の遂行にあたりその期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、取締役の員数の増加を以て、経営体制の一層の強化、充実をはかるため、定款の一部変更を行うものである。~~

なお、第31条第2項の規定の新設に関しては、各監査役の同意を得ている。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の員数)                      第18条 当社は取締役8名以内を置く。</p> <p>第19条～第30条                      (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)                      第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。                      (新設)</p> <p>第32条～第39条                      (条文省略)</p> <p>(監査役<del>の責任免除</del>)                      第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。                      2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第41条～第47条                      (条文省略)</p>	<p>(取締役の員数)                      第18条 当社は取締役12名以内を置く。</p> <p>第19条～第30条                      (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)                      第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。                      2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、<u>当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第32条～第39条                      (現行どおり)</p> <p>(監査役<del>の責任免除</del>)                      第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。                      2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、<u>当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第41条～第47条                      (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役として、内田和也、丑嶋 淳、内田貴也、土谷信雄、吉田 茂、水野敏郎、笹原弘崇、高橋正次、丹生雅之、本山喜久彦、大野勝久および長谷吉博を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、遠藤克博を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) (注) 3
第1号議案	309,031	3,142	0	(注) 1	可決 98.9%
第2号議案					
内田 和也	308,663	3,509	0	(注) 2	可決 98.8%
丑嶋 淳	308,861	3,311	0		可決 98.9%
内田 貴也	308,860	3,312	0		可決 98.9%
土谷 信雄	311,251	921	0		可決 99.6%
吉田 茂	311,251	921	0		可決 99.6%
水野 敏郎	311,251	921	0		可決 99.6%
笹原 弘崇	311,250	922	0		可決 99.6%
高橋 正次	311,250	922	0		可決 99.6%
丹生 雅之	311,251	921	0		可決 99.6%
本山 喜久彦	311,251	921	0		可決 99.6%
大野 勝久	309,304	2,868	0		可決 99.0%
長谷 吉博	311,237	935	0		可決 99.6%
第3号議案					
遠藤 克博	311,763	410	0	(注) 2	可決 99.8%

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成です。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成です。
3. 本株主総会に出席した株主の議決権の数(事前行使分および当日出席分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。